

平成19年第8回教育委員会定例会会議録

1 開会宣言 平成19年7月26日(木) 午前10時

2 場 所 三条市役所栄庁舎 201会議室

3 出席者 梨本委員長、長沼委員長職務代理委員、坂爪委員、渡辺委員、松永教育長

4 説明のための出席者

阿部教育次長、池浦教育総務課長、駒澤学校教育課長、金子生涯学習課長、須佐社会体育課長、堤国体推進室長、宗村中央公民館長、羽賀図書館長、長谷川教育総務課長補佐、本多教育総務課総務係長

5 傍聴人 1人

6 審議に先立ち教育委員長の選挙等について

(池浦教育総務課長)

平成19年7月25日任期満了となった堀江順子委員の後任として、本日新しく渡辺厚志委員が任命された。渡辺委員からあいさつを願いたい。

(渡辺委員)

教育委員を本日拝命した。初めての経験であるので、皆様からよろしくご指導をいただき教育行政の推進のため微力ではあるが頑張りたい。よろしく願います。

(1) 三条市教育委員会委員長の選挙について

(池浦教育総務課長)

本日はまず仮委員長の元で委員長を選挙し、その後委員長の元で議事を進行していただきたいと考えている。なお、仮議長を選出前の間、事務局の池浦が進行するのでよろしく願いたい。

それでは、委員長選挙のため仮委員長の選出をしたい。仮委員長の選出については教育委員会には特に規定等がないので、地方自治法第107条、議会における臨時議長の規定を準用し、出席委員中、年長の梨本委員から仮委員長をお願いする。

——梨本委員、委員長席に着席——

(仮委員長)

議事を進めさせていただく。どうぞよろしく願いたい。

これより平成19年第8回教育委員会定例会を開催する。在任委員5人のところ全員出席である。

委員長は三条市教育委員会規則第6条の規定により委員のうちから互選することとされているが、ここでは同条第5項の規定により指名推薦の方法により行いたい。いかがだろうか。

——異議なしの声——

(仮委員長)

異議がないので、適任の方の推薦をお願いしたい。

(坂爪委員)

前委員長の継続ということで梨本委員を推薦する。

(仮委員長)

他に何かご意見はあるだろうか。ないようなので、私が継続することでよろしいだろうか。

——異議なしの声——

(梨本委員長)

委員長として梨本清一に決定した。一言あいさつをしたい。

私の教育委員としての任期があと1年残っているが、その最後の1年に大変重要な教育委員長という重責をおおせつかった。現在、教育問題等の審議をしているところであるが、一生懸命この責務に対して頑張りたいと思う。引き続いて皆様の協力と支援をお願い申し上げたい。

(2) 三条市教育委員会委員長職務代理委員の指定について

(梨本委員)

三条市教育委員会規則第8条第1項の規定により委員会で指定することになっており、その方法は指名推薦によるものとされている。適任の方がいれば推薦をお願いしたい。

(坂爪委員)

長沼委員を推薦する。

(梨本委員長)

ただいま長沼委員の推薦があったが他にあるだろうか。ないようなので、委員長職務代理として長沼委員に決定することに異議はないか。

——異議なしの声——

異議がないようなので、委員長職務代理は長沼委員に決定した。よろしく願いしたい。長沼委員に一言あいさつをお願いする。

(長沼委員)

私は実務経験が少ないので、出席する度に教育委員会の守備範囲の広さに感動している。私は子どもの健康と学力と特殊教育だけにしか目がいっておらず、もっと全体のことに対して一生懸命頑張りたい。よろしく願いする。

(3) 議席の決定について

(梨本委員長)

このことについては三条市教育委員会会議規則第3条で、委員長を除く委員の議席は抽選により定めることとなっているが、事務局で原案はあるだろうか。

(池浦教育総務課長)

特に規定はないので今までの慣例にならい、一番委員に委員長である梨本委員、二番

委員には委員長職務代理である長沼委員、三番委員には坂爪委員、四番委員には渡辺委員ではどうか。

(梨本委員長)

事務局案に対して異議はないだろうか。異議がなければそのように決定する。

## 7 議 題

### (1) 会議録の承認

平成19年第7回教育委員会定例会会議録について

### (2) 報 告

報第 1号 専決処分報告について

(三条市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

報第 2号 平成19年度第1回三条市社会教育委員会議会議録について

報第 3号 平成19年度第1回三条市図書館協議会議会議録について

報第 4号 平成19年度第1回三条市スポーツ振興審議会議会議録について

### (3) 議 事

議第 1号 平成20年度使用教科用図書の採択について

### (4) その他

ア 平成19年新潟県中越沖地震により被害を受けた教育委員会所管施設について

イ 下田学校給食調理場の重油漏出について

ウ 教育制度検討委員会専門部会の開催について

エ 次回教育委員会定例会の日程について

## 8 審議の経過及び結果

### (1) 会議録の承認

梨本委員長から平成19年第7回教育委員会定例会議会議録について諮り、承認と決定

### (2) 報第 1号 専決処分報告について

(三条市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

池浦教育総務課長が説明

—— 全員承認と決定 ——

### (3) 報第 2号 平成19年度第1回三条市社会教育委員会議会議録について

金子生涯学習課長が説明

(坂爪委員)

3ページに文化財・遺産マップという話が出ているが、具体的に進めているのか。

(金子生涯学習課長)

文化財保護審議会では、今、文化遺産のリストアップをさせてもらっている。それらが出揃った段階でマップ作成をしたいという構想だ。旧三条市では、指定文化財のマップ等は完成していたが、新市になってから統合的なものはまだ作っていないので、どう作れば親しみのあるものになるか、現在取り組んでいる最中だ。

(渡辺委員)

4ページの生涯学習ボランティア講座の講座終了後についてだが、私の長男が漆に係のある仕事をしており、その漆の講座が三条市の夏の講座で行われた。その後、新たなグループ活動として毎月定例的に活動が行われ現在も活動を行っていると聞いている。

もっと他の分野においても、講座終了後の講習や活動も熱心に行っていただければと思う。

(金子生涯学習課長)

渡辺さんからは工芸部門の運営委員にもなっていていただいている。また、17年度に漆工芸の講師をしていただいた。その後、講座を受けた有志の方がサークルを作り活動されていると聞いている。大変ありがたいことだと思っているので今後もよろしく願いたい。

—— 全員承認と決定 ——

(4) 報第 3号 平成19年度第1回三条市図書館協議会会議録について

羽賀図書館長が説明

(梨本委員長)

指定管理者制度については、図書館に限らず条例で新制度を導入したわけだが、各委員のみならず一般市民も心配している。サービスの低下や子どもたちにしわ寄せがくるというのは、具体的にどういうことを心配してのことか。

(羽賀図書館長)

サービスの低下という面からすると、今と同じような利用ができるのかという不安があると思う。極端にいうと民営化になると金を取られるのではないかという、漠然とした不安がある。

現在は、図書に精通した司書、専門家がいるわけだが、民営化になるとそういう人的な繋がりが全部切れてしまう。図書館を運営したことのないような業者では、こういう資料を探してくれといった時、例えば郷土資料やちょっとマイナーな本などは果たして探してくれるのかという漠然とした不安がある。

それから、個人情報果たして守られるのかという心配がある。例えば、あの人はある種の本ばかり借りているという情報があるとすると、市の職員であれば、そういうことは一切言ってはならないということになっている。果たしてそういうものが守られるのかどうかという不安もある。公務員ということで市民には信用、安心感があるが、民間になるとそういうものが果たして守られるのかという懸念などを聞いている。

(梨本委員長)

大変丁寧に説明いただいた。一般的には従来の慣習ややり方を変えるというだけで一般市民が不安や心配を持つのは当然のことだ。指定管理者も決まって動き出すことになってからだろうが、できるだけ早く、そういうものは大丈夫だということを市民に知らしめるようにしていくことも大事ではないかと思う。

(羽賀図書館長)

指定管理者選定に当たっては、当然だが、経費面だけでなくどういうサービスをどうしていくかというプロボーズ的な提案を受ける。それを客観的に数値化をして選定する段取りになっている。

そういうノウハウを持った業者ということで、早め早めに不安を払拭するような形で協議打ち合わせをしながら万全を期したいと思っている。

—— 全員承認と決定 ——

(5) 報第 4号 平成19年度第1回三条市スポーツ振興審議会会議録について

須佐社会体育課長が説明

(松永教育長)

アンケートは今月末とのことだが、回収状況はどうか。

(須佐社会体育課長)

7月31日までに提出をお願いしている。

(松永教育長)

まだ来ていないか。

(須佐社会体育課長)

まだ来ていない。昨日1件、委員から書き方について電話があった。

(渡辺委員)

ウエイトリフティングの会場はまだわからないのか。

(堤国体推進室長)

第7回教育委員会定例会でも会場の変更について報告したが、6月14日付けで県から旧三条高校から地場産業振興センターへ変更する旨の通知が届き、正式にウエイトリフティングの会場は地場産業振興センターで開催することになっている。

(長沼委員)

5ページにバスケットのボードが壊れたとのことだが、こういうことはたびたびあるのか。

(須佐社会体育課長)

滅多にないことだ。ダンクシュート等をしなければ割れない。どこの団体がやったのか、あるいは部活でなったのかまでは把握できなかったが、その後利用している生徒に話をし、また学校開放会議で話をさせていただいた。

(梨本委員長)

ダンクなどをしなければ割れないものだと言っている人もいるが、ダンクなどをする人はいるのか。

(須佐社会体育課長)

若い団体がいるのでやられているようだ。それは禁止だという話をした。

(坂爪委員)

相当な身長でないならば跳べないが、跳び箱の踏切り板を下に置き、それに合わせて跳んでシュートをする。踏切板かトランポリンの低いものを使って、中学生などは喜んでやっている。

(梨本委員長)

故意にではなく通常にやっけていて不可抗力で壊した、破いた場合には管理者にきちんと報告していくということは徹底されているのだろうか。

(須佐社会体育課長)

それについては必ず学校か教育委員会に壊されれば連絡がある。この件についてはなかった。普通に使っていればほとんど壊れるものではない。

(松永委員長)

故意にやったのか、あるいは耐用年数が経っていてそうなったのか、それはよく考えて調べなければならない。

(渡辺委員)

恐らくそれは学校の管理責任になるので、当然合格した部品を使っていると思う。その基準の範囲はダンクなどを想定しているのか、その辺も調べる必要があるのではないかと思っている。

(梨本委員長)

体育施設とは関係ないが、公民館の3階の和室の障子がかかり破れている。毎日見ているとマンネリになって気づかないが、たまに行く人はそのことに気づく。

利用者にあっては、机を片づける時に破いたら報告して帰るとか、あとで来て自分で直すとか、その辺は非常に心寒々する。ああいうものを見ると、管理はどうなっているのかと思う。

(宗村中央公民館長)

施設と管理という意味では他の教育機関がどうなっているか承知していないが、公民館の施設は使っていただく方々に気持ちのいい使い方、今、障子の話があったが、障子もそうだしテーブルの天板が壊れる、椅子の座る部分の布等が破ける等、通常の使い方をしていけばそう壊れる品物ではない。もし壊した破損したという場合は聞かせていただければ対応をするが、なかなかその辺は黙って帰られる方がいる。

毎日のように見て気がつく度に直している。全面的な張り替えはできないので一部分について直しているが、わかっているものを直す時間とのタイムラグがある。

全部きれいな状態にして使っていただくことがスタートになっていけばいいが、天板が既に一部壊れていると、自分がちょっと壊しても「こっちも壊れているからいいや」という意識が、残念ながらあるのが実体のようだ。

(梨本委員長)

市民意識の問題は多々あるが、管理者としての責任もあるのでよろしく願いしたい。

(松永教育長)

宗村中央公民館長の話の最後は大事だと思う。学校問題もそうだし割れ窓理論というか、ガラスを割れたままに放置しておくとも他のものも割られるという、何かあったらすぐ元に戻しておかないと広がる。他の施設でもみんなそうだ。気をつけていったほうがいいと思う。

—— 全員承認と決定 ——

(6) 議第 1 号 平成 20 年度使用教科用図書の採択について

駒澤学校教育課長が説明

(梨本委員長)

これについては、教育長は何か特別ないか。

(松永教育長)

今課長が報告した通り、新しく採択する採択年度に備えてやるものではなく、前年度のものに継続するという形なので、昨年度採用したものは一般の教科書は採用させてもらう。

107 条図書はその年度によって学級の実体に応じて学校が持ってきたものを採用している。

—— 全員承認と決定 ——

(7) その他

- ・ 平成 19 年新潟県中越沖地震により被害を受けた教育委員会所管施設について

池浦教育総務課長が説明

(梨本委員長)

この程度でよかったというべきか、こんなにもたくさん被害を受けたと見るべきかだが、緊急性を要する点はあるか。

(池浦教育総務課長)

緊急的なものという趣旨からすれば、四日町小学校の生徒玄関側の右手体育館外壁のクラックが一番被害的にも大きい。現在そこは子どもたちや市民の方が行けないようにバリケードを張っている。できるだけ早く対処していきたいと考えている。

(渡辺委員)

前の中越地震の時には、私は校長として学校にいたわけだが、地震の後の対策として子どもたちの安全に関わることでそれぞれの学校で対策を講じたことを思い出している。テレビなども当然、子どもたちが見るものは結構高い台の上にあることが普通なので、そういう点で十分な安全対策を講じなければ怖いなと感じた。

(池浦学校教育課長)

渡辺委員の指摘の通りで全く同感だ。例えば美術室の石膏が割れた程度であればいいが、そこにたまたま子どもがいたことによる人身的な怪我等の未然防止について学校教育課と連携しながら十分な対策を講じていきたい。

——この通り進めることで、承認——

- ・ 下田学校給食調理場の重油漏出について

池浦教育総務課長が説明

(渡辺委員)

漏れ始めたのは大体いつ頃かはわかるのか。

(池浦教育総務課長)

理論的には平成 18 年 11 月 24 日に定期点検がなされており、その時点で問題なし

との検査結果報告をもらっているのもそれ以降ということになるが、漏出の度合いも流れ出るという状況ではなく滲み出るという感じである。

(梨本委員長)

これは老朽化によるものかそれとも衝撃などによるものなのか。

(池浦教育総務課長)

両方の要因があるものと考えている。鉄管が土の中に埋めてあれば地下水等によっていずれ腐る。それに加えて地震等の要因も長年の間に影響しているのかもしれない。

(梨本委員長)

これは今回の中越沖地震とは直接関係はないと判断しているのか。

(池浦教育総務課長)

中越沖地震の前に発生しているので関係ないと考えている。

——この通り進めることで、承認——

- ・ 教育制度検討委員会専門部会の開催について

阿部教育次長が説明

(梨本委員長)

専門部会は2つに分かれ、今の説明の教育制度等専門部会はいわゆるソフトの部分に対して委員が集まり協議したわけだが、学校施設等専門部会はこの間集まらなかったのか。今日初めて第1回ということで集まるのか。

(阿部教育次長)

当初は日をずらして交互に追いかけるような形の開催を予定していたが、ある程度教育全般を協議していく中で教育制度等専門部会の進み具合、学力向上や施設のソフトの面、適正規模等を含めてある程度こちらが先行して協議をし、学校施設等専門部会はその進行状況の中で協議をする必要があるということで一回目の開催予定日をカットした。本来、今日は学校施設等専門部会の2回目となるのだが、教育制度等専門部会の動きを見て開こうと遅らせたという形だ。

(梨本委員長)

今こうやって聞いてみると、当初私は委員が2つに分かれてそれぞれ専門部会で密度の高い、少人数で協議し合うことがいいと思って賛成したが、これだけのメンバーの顔ぶれを見ると2つの専門部会に分れずに全委員と一緒に協議する方がよかったのかなという気が少しした。だからどうしろというわけではなく、現在のやり方でいいのだが。

(阿部教育次長)

2つの部会だが元は1つの委員会なので、スムーズにお互いの部会が連携しあいながらそれぞれの部会が活動し、意見調整として委員長と副委員長がそれぞれの部会に参画して部会長と副部会長を務めるという形で進めている。検討委員会の全体の会に比べて、部会になると記録を見ていただけるとわかるように、かなり色々な意見が幅広く出ている。やはりその辺の雰囲気、少人数での位置づけとしては考えに沿っているのではないかと思う。

(梨本委員長)



膝を交えてのような感じになるだろう。

(長沼委員)

大変一生懸命やってくさっており、私どもが品川の学校を視察した時や呉の資料を見せていただいても、やはり一番は教職員の資質、教職員の意識改革ということをごどもも言っており、本当に大きい目的だと思うが、当市における教職員の意識改革に結びつくマニュアルというところまでいくのだろうか。毎日の子どもの授業とは、結局は先生に帰結する。

(阿部教育次長)

その項目毎については、これからの部会の中で論議するものと思っているが、先程の説明の中で学校の先生方の指導力は一番必要ではないかという意見に対して、委員長から先生方の指導力も基本的に方向性を変えていくためにはやはりハード、いわゆる制度の改正が必要なのではないだろうかという意見もあったと申し上げた。そのような形で、目的としては委員もご理解いただいているものだと思っている。

これからの検討委員会の中で、品川の場合は特区を作って学習指導要領によらない英語科や市民科を設置して行っている。呉の場合は特区によらず、いわゆる研究指定校という形で平成12年から始めてきているのでそれぞれの方法論が色々ある。三条市の場合にどういう形で進めていくのかは今後の委員会での検討結果に基づいて進むことになるだろう。

(梨本委員長)

他にあるだろうか。では、頑張ってくださいと申し上げてこのテーマについては終わりたいと思う。

次回教育委員会定例会の開催日時について、池浦教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する。

日 時 平成19年8月24(金) 午前10時  
会 場 三条市役所栄庁舎 201会議室

9 閉会宣言 平成19年7月26日 午前11時50分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。